

処 分 基 準

平成 2 2 年 1 月 1 2 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 1 2 第 1 項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：静岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 2 項・第 3 項（教習射撃場の指定等）、同第 9 条の 6 第 2 項・第 3 項（教習用備付け銃）、同第 9 条の 7 第 2 項～第 5 項（教習用備付け銃の管理）、同第 9 条の 9（練習射撃場の指定等）、同第 9 条の 1 1（練習用備付け銃）、同第 9 条の 1 2 第 1 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 7 4 条（練習射撃場の指定の解除）
処 分 基 準： 法第 9 条の 1 2 第 1 項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除の適否を判断する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 7 条第 1 号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
問 い 合 わ せ 先：練習射撃場の設置場所を管轄する警察署生活安全課（係）
備 考：